

第428回南国市議会定例会会議録

第7日 令和4年12月15日 木曜日

出席議員

1番 杉本 理	2番 丁野 美香
3番 西山 明彦	4番 神崎 隆代
5番 植田 豊	6番 西本 良平
7番 浜田 憲雄	8番 斉藤 喜美子
9番 岩松 永治	10番 西川 潔
11番 土居 恒夫	12番 有沢 芳郎
13番 中山 研心	14番 前田 学浩
15番 村田 敦子	16番 岡崎 純男
18番 浜田 和子	19番 土居 篤男
20番 福田 佐和子	21番 今西 忠良

＊

欠席議員

17番 野村 新作

＊

出席要求による出席者

市長 平山 耕三	副市長 三木 敏生
参事兼総務課長兼 選挙管理委員会事務局長 中島 章	参事兼財政課長 渡部 靖
参事兼企画課長 松木 和哉	情報政策課長 竹村 亜希子
危機管理課長 山田 恭輔	税務課長 高野 正和
子育て支援課長 長野 洋高	長寿支援課長 中村 俊一
保健福祉センター 所長 藤宗 歩	環境課長 高橋 元和
農林水産課長 古田 修章	農地整備課長 田所 卓也
商工観光課長 山崎 伸二	建設課長 濱田 秀志
地籍調査課長 吉本 晶先	都市整備課長 若枝 実
住宅課長 松岡 千左	上下水道局長 橋詰 徳幸
会計管理者兼 参事兼会計課長 秋田 節夫	福祉事務所長 池本 滋郎

教 育 長	竹 内 信 人	学校教育 課 長	溝 渕 浩 芳
生涯学習 課 長	前 田 康 喜	監 査 委 員 長	中 村 比 早 子
農 業 委 員 会 長	弘 田 明 平	消 防 長	小 松 和 英
事 務 局 長			

—*—

議会事務局職員出席者

事 務 局 長	野 口 裕 介	次 長	門 脇 智 哉
書 記	三 谷 容 子		

—*—

議事日程

令和4年12月15日 木曜日 午前10時開議

- 第1 議案第1号 令和4年度南国市一般会計補正予算
- 第2 議案第2号 令和4年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算
- 第3 議案第3号 令和4年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算
- 第4 議案第4号 令和4年度南国市国民健康保険特別会計補正予算
- 第5 議案第5号 令和4年度南国市介護保険特別会計補正予算
- 第6 議案第6号 令和4年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算
- 第7 議案第7号 令和4年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）
- 第8 議案第8号 令和4年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）
- 第9 議案第9号 南国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第10号 南国市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第11号 南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第12 議案第12号 南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例
- 第13 議案第13号 南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 第14 議案第14号 南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
- 第15 議案第15号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第16 議案第16号 督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第17 議案第17号 南国市個人情報の保護に関する法律施行条例
- 第18 議案第18号 市道の認定について
- 第19 議案第19号 訴えの提起について

第20 選挙第2号 南国市選挙管理委員及び補充員の選挙について

第21 承認要求書

＊

本日の会議に付した事件

日程第1より日程第21まで

議発第1号より議発第4号まで

＊

午前10時2分 開議

○議長（浜田和子） これより本日の会議を開きます。

＊

議案第1号から議案第19号まで

○議長（浜田和子） この際、議案第1号から議案第19号まで、以上19件を一括議題といたします。

これより委員長の報告を求めます。総務常任委員長西本良平議員。

＊

令和4年12月13日

南国市議会議長 浜田和子様

総務常任委員長

西本良平

総務常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める

	歳入の部 歳出第1款議会費 第2款総務費 第9款消防費 第12款公債費 第2条繰越明許費の補正 第3条債務負担行為の補正 第4条地方債の補正		
第11号	南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第12号	南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第13号	南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第14号	南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第15号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第16号	督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第17号	南国市個人情報の保護に関する法律施行条例	原案を可決すべきもの	適当と認める

*

〔6番 西本良平議員登壇〕

○6番（西本良平） 総務常任委員会の審査の経過並びに結果につきまして、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第1号、議案第11号から議案第17号までの8件であります。去る13日に委員会を開催し、執行部から副市長はじめ関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和4年度南国市一般会計補正予算で当委員会に付託されました第1条歳入歳出予算の補正、歳入の部、歳出第1款議会費、第2款総務費、第9款消防費、第12款公債

費、第2条繰越明許費の補正、第3条債務負担行為の補正、第4条地方債の補正についてであります。

歳入歳出補正予算の規模は、7億7,802万5,000円の増額計上であります。

その所要一般財源は4億4,275万6,000円であり、市民税の所得割5,000万円、固定資産税の家屋分5,000万円、財政調整基金繰入金3億3,112万円、社会福祉費雑入1,093万3,000円及び農業費雑入70万3,000円を増額計上し、補正財源とするものであります。

歳出の主なものは、総務費関係では、ふるさと寄附金事業費5,000万円及び国・県支出金返還金2億938万1,000円を増額計上、消防費関係では、消防施設費2,481万円を増額計上、公債費関係では、公債費元金及び利子266万5,000円を減額計上するものであります。

繰越明許費では、財政管理費203万5,000円、人権対策事務費32万5,000円、公立保育所費6,852万6,000円、放課後児童施設整備事業費3,712万円、観光費348万2,000円、土地区画整理事業費1億2,598万7,000円及び消防施設費2,431万円を追加し、小学校管理費を1億3,020万円増額変更するものであります。

また、債務負担行為では、共同利用型住民情報システム等サービス利用に係る限度額2,659万5,000円及び標準仕様準拠システム移行に係る比較分析作業委託に係る限度額388万6,000円を追加するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号南国市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、南国市一般職の職員の勤勉手当の年間上限額を、再任用職員以外の職員にあつては0.1月分、再任用職員にあつては0.05月分引き上げること及び給料表を改定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号南国市議会議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市議会議員の期末手当の額を年間で0.05月分引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第13号南国市長等に対する給与並びに旅費に関する条例の一部を改正する条例につきましては、市長、副市長及び教育長の期末手当の額を年間で0.05月分引き上げるため、本条例の一部を改正するものであり、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

なお、一部反対の意見がありましたことを申し添えます。

次に、議案第14号南国市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、会計年度任用職員以外の南国市一般職の職員の給料表の改定に準じた給料表の改定等を行うため、本条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行され、職員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職勤務上限年齢制及び定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い、関係する条例について所要の整備を行うものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号南国市個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日以降、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体における個人情報保護制度が一元化されることから、現行の南国市個人情報保護条例を廃止し、新たに本条例を制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号……。

○議長（浜田和子） 西本さん、文章が違っていると思うんですが。

○6番（西本良平） 失礼いたしました。

最後に申し上げた議案第17号のところ間違っておりました。その前のところで終わりでありませう。

以上で総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の賛同をよろしくお願ひします。

○議長（浜田和子） 産業建設常任委員長福田佐和子議員。

—————*—————

令和4年12月13日

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

産業建設常任委員長

福 田 佐和子

産業建設常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第 1 号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第6款農林水産業費 第7款商工費 第8款土木費 第11款災害復旧費	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 2 号	令和4年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	適当と認める
第 3 号	令和4年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 7 号	令和4年度南国市水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 8 号	令和4年度南国市下水道事業会計補正予算（第1号）	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める
第 9 号	南国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例	原案を可決すべきもの	適当と認める
第18号	市道の認定について	原案を可決すべきもの	適当と認める
第19号	訴えの提起について	原案を可決すべきもの	やむを得ないものと認める

＊

〔20番 福田佐和子議員登壇〕

○20番（福田佐和子） おはようございます。産業建設常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告申し上げます。今期定例会におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第1号、議案第2号、議案第3号、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第18号、議案第19号の8件であります。去る13日に委員会を開催し、関係課長の出席を求め、慎重に審

査をいたしましたので、以下、順次御報告を申し上げます。

まず、議案第1号令和4年度南国市一般会計補正予算、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第6款農林水産業費、第7款商工費、第8款土木費、第11款災害復旧費について、主なものは、土木費関係では、道路更新防災等対策事業費4,500万円を増額計上しており、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第2号令和4年度南国市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、3,000円を増額計上であります。歳入におきましては、繰越金3,000円を増額計上し、歳出におきましては、住宅新築資金等職員人件費3,000円を増額計上するものであり、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第3号令和4年度南国市農業集落排水事業特別会計補正予算につきましては、歳入歳出補正予算の規模は、195万7,000円を増額計上であります。歳入におきましては、一般会計繰入金195万7,000円を増額計上し、歳出におきましては、農業集落排水職員人件費4万5,000円、農業集落排水一般管理費11万6,000円、処理場維持管理費179万1,000円及び公債費5,000円を増額計上するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号令和4年度南国市水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出において、揚水ポンプ等の電気料金、配水管等の修繕費、固定資産の減価償却費及び企業債利息に係る水道事業費用を4,126万9,000円増額するものであり、審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号令和4年度南国市下水道事業会計補正予算につきましては、収益的支出において、処理場費等の下水道事業費用を372万2,000円増額するものです。また、資本的収入及び支出において、資本的収入を1,660万円増額し、資本的支出を1,617万4,000円増額するものです。資本的収入につきましては、建設改良企業債及び受益者負担金を増額するもので、資本的支出につきましては、流域下水道建設費負担金を増額するものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号南国市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例につきましては、本条例で引用する道路法施行令に係る条項ずれの修正並びに、同令に道路占用許可に係る物件として掲げる太陽光発電設備及び風力発電設備並びに、津波等からの一時的な避難場所としての機能を有する堅固な施設に係る道路占用料の新規追加を行うため、本条例の一部を改正するものです。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号市道の認定についてにつきましては、本議案の西ノ川8号線、西野田2丁目南北線及び久礼田13号線は、都市計画法第29条による開発により整備されたため、また、後免駅南口支線は、高知県から移管の依頼があったため、市道として認定するものであります。審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号訴えの提起についてにつきましては、市道南国109号線上の土地について、永小作権が設定されていることから、永小作権者の相続人と永小作権の抹消についての協議において、相続人全員からの同意を得るに至らなかったため、相続人全員に対し、当該土地に係る永小作権抹消のための訴えの提起を行うものです。審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（浜田和子） 教育民生常任委員長杉本理議員。

＊

令和4年12月13日

南国市議会議長 浜田和子様

教育民生常任委員長
杉本理

教育民生常任委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、南国市議会会議規則第103条の規定により報告します。

記

議案番号	件名	審査結果	理由
第1号	令和4年度南国市一般会計補正予算 第1条歳入歳出予算の補正 歳出第3款民生費 第4款衛生費 第10款教育費	原案を可決 すべきもの	やむを得ない ものと認める
第4号	令和4年度南国市国民健康保険特別会計補正予算	原案を可決	適当と認める

		すべきもの	
第 5 号	令和 4 年度南国市介護保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 6 号	令和 4 年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算	原案を可決 すべきもの	適当と認める
第 10 号	南国市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例	原案を可決 すべきもの	適当と認める

*

〔1 番 杉本 理議員登壇〕

○1 番（杉本 理） 教育民生常任委員会の審査の経過並びに結果について、御報告を申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に付託されました案件は、議案第 1 号、議案第 4 号、議案第 5 号、議案第 6 号、議案第 10 号の以上 5 件であります。去る 12 月 13 日、関係課長の出席を求め、慎重に審査を行いましたので、以下順次御報告を申し上げます。

まず、議案第 1 号令和 4 年度南国市一般会計補正予算、第 1 条歳入歳出予算の補正、歳出第 3 款民生費、第 4 款衛生費、第 10 款教育費についてであります。

民生費関係の主なものは、公立保育所費 6,005 万 1,000 円を増額計上するものであり、衛生費関係の主なものは、保健衛生予防費 3,997 万 5,000 円を増額計上するものであり、教育費関係の主なものは、大篠小学校トイレ洋式化工事等に係る小学校管理費 7,705 万 4,000 円を増額計上するものであります。

審査の結果、やむを得ないものと認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 4 号令和 4 年度南国市国民健康保険特別会計補正予算についてであります。

補正予算規模は 981 万 5,000 円を増額計上で、歳出の主なものは、国民健康保険職員人件費 853 万 4,000 円等を増額計上するものであり、歳入では、一般会計繰入金 974 万 8,000 円等を増額計上するもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第 5 号令和 4 年度南国市介護保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模は 1,186 万 6,000 円を増額計上であります。

歳出では、地域支援事業費 418 万 9,000 円、基金積立金 606 万 6,000 円等を増額計上するもので、歳入では、国庫支出金 1,069 万 8,000 円、一般会計繰入金 201 万 2,000 円及び基金繰入金 127 万

5,000円を増額計上し、県支出金243万8,000円を減額計上するもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号令和4年度南国市後期高齢者医療保険特別会計補正予算につきましては、補正予算規模5,892万2,000円を増額計上であります。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金5,802万6,000円等を増額計上し、歳入では、後期高齢者医療保険料2,257万2,000円及び繰越金3,740万4,000円を増額計上し、一般会計繰入金105万4,000円を減額計上するもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第10号南国市立スポーツ施設条例の一部を改正する条例につきましては、指定管理者の管理の期間について、適切かつ安定的な運営を図るため、他の公の施設と同様、指定管理を行わせようとする者の実績等を踏まえた機関の設定ができるよう、本条例の一部を改正するもので、審査の結果、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、教育民生常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（浜田和子） 総務常任委員長西本良平議員。

〔6番 西本良平議員登壇〕

○6番（西本良平） 大変失礼いたしました。

一部報告漏れがありました。失礼いたしました。再度訂正と御報告申し上げます。

議案第16号督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例につきましては、納税者等の利便性の向上及び事務の効率化を図るため、督促手数料を廃止することから、関係する条例の一部を改正するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

最後に、議案第17号南国市個人情報の保護に関する法律施行条例につきましては、個人情報の保護に関する法律が改正され、令和5年4月1日以降、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体における個人情報保護制度が一元化されることから、現行の南国市個人情報保護条例を廃止し、新たに本条例を制定するものであり、適当と認め、原案を可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。同僚議員の御賛同をよろしく願います。

○議長（浜田和子） これにて委員長の報告は終わりました。

＊

○議長（浜田和子） これよりただいまの委員長報告に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより討論に入ります。討論の通告がありますので、発言を許します。
1 番杉本理議員。

〔1 番 杉本 理議員登壇〕

○1 番（杉本 理） 日本共産党の杉本理です。

議案第14号南国市会計年度任用職員給与等に関する条例の一部を改正する条例案について、賛成の討論を行います。

提案理由では、会計年度任用職員以外の南国市一般職の職員の給料表の改定に準じた給料表の改定等を行うため、本条例の一部を改正するものでありますとなっており、この点については賛成です。そもそも会計年度任用職員制度は、自治体に働く非正規職員の処遇の改善を趣旨として2020年4月に導入されました。実際職場では4割にも及ぶ会計年度任用職員の力に支えられ行政運営が成り立っており、自治体公務公共業務になくってはならない重要な役割を担っています。制度上、一般職として位置づけられた会計年度任用職員には、同時に全体の奉仕者としての責任を十分に果たすことも要請され、その要請に十分に答えるためには、安心して職務に専念できる給与、制度、処遇とされる必要があります。世界の先進国では、労働時間の長短に関わりなく、同一労働同一賃金、均等待遇が当たり前となってきています。日本でも民間においては正規労働者と短時間労働者や有期雇用労働者の不合理な待遇格差を是正するため、パートタイム有期雇用労働法が施行されています。こういう世界の流れに逆行する現行の会計年度任用職員制度は見直すべきです。安心してずっと働き続けられ、いい仕事ができるよう、雇用の安定と処遇改善が本市においても求められています。

今回の条例案では、附則の2として条例施行後の勤務に係る給与について適用し、同日前の勤務に係る給料については、なお従前の例によるとあります。今後均等待遇の原則を大事にして、正職員同様に施行日前の給料にもきちんと適用する必要があることを述べまして、議案第14号の賛成討論といたします。

○議長（浜田和子） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 討論を終結いたします。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

まず、議案第1号から議案第8号まで、以上8件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第8号まで、以上8件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号から議案第11号まで、以上3件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第9号から議案第11号まで、以上3件はいずれも原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号を採決いたします。委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（浜田和子） 起立多数であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号から議案第19号まで、以上6件を一括採決いたします。委員長の報告はいずれも可決であります。委員長の報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議案第14号から議案第19号まで、以上6件はいずれも原案のとおり可決されました。

—————*—————

日程第20 選挙第2号 南国市選挙管理委員及び補充員の選挙について

○議長（浜田和子） 日程第20、南国市選挙管理委員及び補充員の選挙を行います。

本件は選挙管理委員及び補充員の任期が満了しますので、地方自治法第182条の規定により、選挙を行うものであります。

お諮りいたします。

選挙の方法については、同法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選にすることに決しました。

お諮りいたします。

議長において指名することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決しました。

選挙管理委員に池田朋之さん、森本哲さん、橋田裕子さん、濱口達也さん、補充員に小川龍明さん、金堂邦雄さん、岩原富美さん、徳橋曜子さんを指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名をいたしました池田朋之さん、森本哲さん、橋田裕子さん、濱口達也さんを選挙管理委員に、小川龍明さん、金堂邦雄さん、岩原富美さん、徳橋曜子さんを補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました池田朋之さん、森本哲さん、橋田裕子さん、濱口達也さんは選挙管理委員に、小川龍明さん、金堂邦雄さん、岩原富美さん、徳橋曜子さんは補充員にそれぞれ当選されました。

お諮りいたします。

補充員の補充の順位につきましては、指名いたしました順序により行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

＊

承認要求書

○議長（浜田和子） 日程第21、承認要求書を議題といたします。

各常任委員長、議会運営委員長から委員会所管事項の調査に関する承認要求書が提出されております。

＊

承認要求書

総務常任委員会、産業建設常任委員会、教育民生常任委員会、議会運営委員会は、議会閉会中下記事件を調査いたしたいので承認されるよう南国市議会会議規則第98条の規定により要求します。

記

- | | |
|-------|-----------------|
| 1. 事項 | 本委員会の所管に属する事項 |
| 1. 目的 | 所管事項の把握 |
| 1. 方法 | 委員会開催・調査のための視察等 |
| 1. 期間 | 調査終了まで |

令和4年12月15日

南国市議会議長 浜田和子様

総務常任委員長 西本良平

産業建設常任委員長 福田佐和子

教育民生常任委員長 杉本理

議会運営委員長 前田学浩

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。

各常任委員長、議会運営委員長から提出されました承認要求書を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、承認することに決しました。

＊

議発第 1 号から議発第 4 号

○議長（浜田和子） ただいま議発第 1 号から議発第 4 号まで、以上 4 件の意見書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

＊

議発第 1 号

世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和 4 年12月15日提出

提出者	南国市議会議員	杉 本 理
賛成者	〃	丁 野 美 香
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	福 田 佐和子

賛成者 南国市議会議員 土 居 篤 男
" " 村 田 敦 子

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....
議発第1号

世界平和統一家庭連合との関係を断ち切り、被害防止及び救済を求める意見書

世界平和統一家庭連合（以下、旧統一教会という）は、靈感商法や集団結婚など、社会的に多くの問題を起こし多数の被害者を生んできた。高額な献金の強要や正体を隠して行う伝道は裁判でも違法性が指摘されている。このような反社会的な活動を行う組織と政府及び政治家が関わることは、その活動に「お墨つき」を与え、広告塔の役割を果たして、被害を拡大することにつながる。

世論調査では、「政治家は旧統一教会との関係を断ち切るべきかどうか」との問いに82%が「断ち切るべきだ」と答えており、政治と旧統一教会との関係に国民の厳しい視線が注がれている。

岸田文雄首相は、信教の自由は、憲法上保障されていると留意しつつ「宗教団体であっても、社会の構成員として関係法令を遵守しなければならないのは当然である一方、政治家側には、社会的に問題が指摘される団体との付き合いには厳格な慎重さが求められます」として、大臣、副大臣、政務官について、旧統一教会との関係を断つことの確約を得たと述べている。加えて自民党としても、関係を持つことがないようチェック体制を強化するとしている。

旧統一教会による被害は続いており、全国で被害相談や「宗教二世」からの深刻な相談も寄せられており、各省庁が連携し被害の防止及び救済にあたることが求められている。

よって国におかれては、下記の事項について実現されるよう強く要望する。

記

1. 政府及び国会は、反社会的な活動を行う旧統一教会と政府・政治家との関わりを徹底して明らかにし、今後においては、一切、関係を断ち切ること。
2. 旧統一教会による被害の実態把握を進めるとともに、その被害防止及び救済にあたること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様
法 務 大 臣	齋 藤 健 様
文 部 科 学 大 臣	永 岡 桂 子 様
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣	河 野 太 郎 様

(消 費 者 及 び 食 品 安 全)

—*—

議 発 第 2 号

消 費 税 イ ン ボ イ ス 制 度 実 施 の 延 期 を 求 め る 意 見 書

上 記 の 意 見 書 を 別 紙 の と お り 会 議 規 則 第 14 条 の 規 定 に よ り 提 出 す る 。

令 和 4 年 12 月 15 日 提 出

提 出 者	南 国 市 議 会 議 員	村 田 敦 子
賛 成 者	〃	今 西 忠 良
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	福 田 佐 和 子
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	齋 藤 喜 美 子

賛成者	南国市議会議員	浜田憲雄
〃	〃	丁野美香
〃	〃	岩松永治
〃	〃	植田豊
〃	〃	西本良平
〃	〃	神崎隆代

南国市議会議長 浜田和子様

.....
議発第2号

消費税インボイス制度実施の延期を求める意見書

新型コロナウイルス感染の収束が見通せない中、さらに、原油・資材・物価高騰で事業活動が一層困難を深めています。こうした状況の中、2023年10月からのインボイス制度（適格請求書等保存方式）が実施されようとしています。国税庁は来年3月末までの「適格請求書発行方式」登録申請を呼びかけています。500万から1,000万者といわれる、現在は消費税非課税事業者が新たに課税事業者になるのか、取引から排除されるのかの選択を迫られています。いずれにしても、多くの中小零細事業者、フリーランスの事業を逼迫させ、廃業を選択する者も出てきます。

道の駅や産直市場、集落活動センターでは、媒介者交付特例が使えずインボイスが発行できないケースが出てきます。そうすると、国縣市町村、地域で取り組んでいる農商工連携や6次産業化、地域活性化の取組を阻害し、地域に悪影響を及ぼすことは明らかです。総務省は自治体や指定管理者にインボイスの発行ができるように準備することを求めています。市町村が設置者で指定管理者が運営している道の駅などでは、「求められたらインボイスを発行しないわけにはいかないが、発行できない」という事態が出てきます。

シルバー人材センターも「会員に消費税課税業者になってとも言えないし、かといって、センターで仕入れ税額控除分を負担する余力もない」と困っています。厚生労働省は自治体に対し、センターに必要な財政支援をするように通知を出しています。

インボイスを発行しないことをもって、取引を拒絶する、値下げを強要する、インボイス登録を執拗に迫るなどの行為は、独占禁止法（優越的地位の濫用）や建設業法、下請法に抵触・

違反する恐れがあることも周知されていません。

各自治体でも多くの分野・部署で対応が求められますが、対応の基本姿勢、具体的方針・方法が準備されているか疑問視されます。インボイス制度は事業者だけでなく、地域（地域活性化、ちいきおこし）の問題でもあります。

国税庁は来年3月末までのインボイス登録を求めています。制度の周知が不十分な上に、様々な困難事例を来年3月末までに解消し、登録を進めることは難しいのが現状です。

与党公明党の税制調査会長は、「インボイス制度の開始を控え小規模事業者への税負担の軽減を検討すると表明した。『議論して年末までに結論を得ていく』と言明」（11月5日、日経）しています。

日本商工会議所も指摘している（9月15日）とおり、「制度導入後の大混乱は避けられない」状況です。

2023年10月からのインボイス制度実施は困難です。

軽減税率制度の導入後三年以内を目途に、事業者の準備状況や取引への影響について検証し、必要な措置を講じる旨の規定（所得税法附則）に基づき制度実施の延期の対応を求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様

＊

議発第3号

子供のために保育士配置基準の引上げによる保育士増員を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年12月15日提出

提出者	南国市議会議員	福 田 佐和子
賛成者	〃	丁 野 美 香
〃	〃	浜 田 憲 雄
〃	〃	西 本 良 平
〃	〃	斉 藤 喜美子
〃	〃	岡 崎 純 男
〃	〃	岩 松 永 治
〃	〃	植 田 豊
〃	〃	前 田 学 浩
〃	〃	有 沢 芳 郎
〃	〃	神 崎 隆 代
〃	〃	今 西 忠 良
〃	〃	中 山 研 心
〃	〃	西 川 潔
〃	〃	土 居 恒 夫
〃	〃	西 山 明 彦
〃	〃	杉 本 理
〃	〃	土 居 篤 男
〃	〃	村 田 敦 子

南国市議会議長 浜 田 和 子 様

.....
議発第3号

子供のために保育士配置基準の引上げによる保育士増員を求める意見書

コロナ禍で保育所の重要性は広く社会に認識されるようになったが、感染対策を徹底しながら、子供の発達を保障し、子育て家庭を支えるには、現在の配置基準は不十分であり、子供の命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

小学校では、コロナ禍を受けて全学年での少人数学級化が順次実施されており、2021年度

『学校基本調査』によれば、公立小学校の学級当たりの平均児童数はすでに22.7人になっている。一方で、小学生よりも幼い乳幼児が長時間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子供30人に保育士1人）が、基準制定以来70年以上一度も見直されていないことは、由々しき事態と言わざるを得ない。

国は2023年4月に「こども家庭庁」を創設して、これまで以上に子供関連施設の充実・推進を目指し、予算も倍増するとしている。それならば、今こそ保育関係予算を大幅に増やし、保育士配置基準の引上げによる保育士増員、処遇の改善を国の責任で進めるべきである。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、下記の事項について実現されるよう、強く要望する。

記

1. 子供のために保育士配置基準の引上げによる保育士増員を図ること。
2. 公定価格を引上げ、保育士等の処遇改善を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

南 国 市 議 会

衆 議 院 議 長	細 田 博 之 様
参 議 院 議 長	尾 辻 秀 久 様
内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様
文 部 科 学 大 臣	永 岡 桂 子 様
内 閣 府 特 命 担 当 大 臣	小 倉 將 信 様

(少 子 化 対 策 担 当)

＊

議発第4号

介護保険制度の改善を求める意見書

上記の意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

令和4年12月15日提出

提出者	南国市議会議員	土居篤男
賛成者	〃	丁野美香
〃	〃	浜田憲雄
〃	〃	西本良平
〃	〃	斉藤喜美子
〃	〃	岡崎純男
〃	〃	岩松永治
〃	〃	植田豊
〃	〃	前田学浩
〃	〃	有沢芳郎
〃	〃	神崎隆代
〃	〃	今西忠良
〃	〃	中山研心
〃	〃	西川潔
〃	〃	土居恒夫
〃	〃	西山明彦
〃	〃	村田敦子
〃	〃	杉本理
〃	〃	福田佐和子

南国市議会議長 浜田和子様

.....
議発第4号

介護保険制度の改善を求める意見書

介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬の下での経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態を一層加速させています。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討を進めています。「介護保険利用時における1割から2割負担への引上げ」「ケアマネジメントの利用者負担の導入」「要介護1、2について地域支援事業への移行」「補助つえなどの福祉用具の貸与から購入への変更」など、負担増と給付削減の提案がめじろ押しです。

利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、ひいては「住み慣れた地域で安心して暮らす」という住民の思いに寄り添う自治体の運営についても困難になることは明らかであり、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を求めます。

私たちは、介護保険制度の改善を求めて下記の事項について国に要望します。

記

1. 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引上げ、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助などの保険外し、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと。
2. 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月15日

南 国 市 議 会

内 閣 総 理 大 臣	岸 田 文 雄 様
厚 生 労 働 大 臣	加 藤 勝 信 様
財 務 大 臣	鈴 木 俊 一 様
総 務 大 臣	松 本 剛 明 様

＊

○議長（浜田和子） お諮りいたします。この際、以上4件を日程に追加し、議題とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、日程に追加し、議題とすることに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となりました4件は、提案理由の説明、質疑、委員会付託、

討論を省略し、直ちに採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

—————*—————

○議長（浜田和子） これより採決に入ります。

議発第1号から議発第4号まで、以上4件を一括採決いたします。以上4件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜田和子） 御異議なしと認めます。よって、議発第1号から議発第4号まで、以上4件は原案のとおり可決されました。

—————*—————

○議長（浜田和子） 以上で今期定例会に付議されました事件は議了いたしました。

これにて第428回南国市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さまでした。

午前10時36分 閉会